



● 資金繰り改善を図りたい場合

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証料及び保証料率	
			利率	限度額	融資(据置)期間		
経営安定資金 (小規模企業振興融資)	小規模企業の方が、経営の安定のために資金を必要とするとき	小規模企業者	年利 (1.6%) 以内	設備 ---- 運転	2,000万円	7年以内 (1年以内)	保証付 信用保証料率は別途定める
		小規模企業者で小口零細貸付と保証協会の保証付融資残高の合計が1,250万円以下の方		設備 ---- 運転	1,250万円	7年以内 (1年以内)	保証付 小口零細企業保証制度の専用資金であり、信用保証料率は別途定める
経営安定資金 (東日本大震災復興緊急資金)	A 資金 特定被災区域内に事務所があり、震災により直接又は間接影響を受けたとき	次のいずれかに該当する方 ①直接被害を受け、市町村長等の証明を受けた方 ②最近3ヶ月間の売上高が前年同期比で10%減少していることについて市町村長の認定を受けた方	年利 (1.3%) 以内	設備 ---- 運転	設備・運転併せて 5,000万円 ※C資金との併用可	10年以内 (2年以内)	保証付 東日本大震災復興緊急保証の専用資金であり、保証料率は0.7%
	B 資金 特定被災区域外に事業所があり、震災により影響を受けたとき	次のいずれかに該当する方 ①特定被災区域内の企業と取引があり震災の影響により、最近3ヶ月間の売上高が前年同期比で10%減少していることについて市町村長の認定を受けた方 ②震災の影響により最近3ヶ月間の売上高が前年同期比で15%減少していることについて市町村長の認定を受けた方					
	C 資金 震災により直接被害を受けたとき	直接の被害を受け、市町村長等の証明を受けた方					
経営安定資金 (緊急円高対策資金)	円高の影響を受け、売上減少のため資金を必要とするとき	円相場の高騰により、事業活動に影響を受けており、最近の3ヶ月間又は6ヶ月間の売上高が前年又は2年前同期と比較して、3%以上減少している中小企業者又は中小企業団体	年利 (1.4%) 以内	設備 ---- 運転	設備・運転併せて 3,000万円	10年以内 (1年以内) ※建物については、据置2年以内	保証付 信用保証料率は別途定める
中小企業再生支援資金 (小規模企業パワーアップ資金)	小規模企業の方が、経営改善計画書を作成し、経営の改善を図るための資金を必要とするとき	市町村長により認定された小規模企業者、商工会議所等の支援を受け経営改善計画書を作成し、当該計画について保証協会の承認を受けた方	年利 (2.4%) 以内	設備 ---- 運転 ---- 借換	設備・運転・借換併せて4,000万円	10年以内 (1年以内)	保証付 信用保証料率は別途定める 担保は原則不要
経営サポート借換資金	既存債務借換型	経営安定資金、創業支援資金、新事業開拓支援資金の借換を行うとき	年利 (2.0%) 以内	借換	左記に掲げる保証付資金の融資債務残高の合計額 借換をする資金に新たに借入れる資金を加えて一本化した後の毎月の返済額が、借換をする毎月の資金の返済額を超えない額	10年以内 (1年以内)	保証付 信用保証料率は別途定める
	既存新規一本型			借換 ---- 運転			
商工いきいき借換資金	「商工いきいき特別保証制度」を利用した資金の借換を行うとき	・商工いきいき特別保証制度を活用した融資の借入残高が、借入時の4分の3以内となっていること ・返済に延滞がないこと	年利 (2.0%) 以内	借換	左記に掲げる保証付資金の融資債務残高の合計額	7年以内 (1年以内)	保証付 信用保証料率は別途定める

● 事業承継を考えている場合

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証料及び保証料率	
			利率	限度額	融資(据置)期間		
事業承継支援資金	事業承継関連	・事業承継計画を策定する中小企業者	年利 (1.8%) 以内	設備 ---- 運転	1億円 (うち運転資金 2,000万円以内)	10年以内 (2年以内)	保証付 信用保証料率は別途定める
		・経済産業大臣または都道府県知事の認定を受けた中小企業者		5年以内 (1年以内)			
	M&A関連	中小企業者及び中小企業団体		設備	1億円	10年以内 (2年以内)	

● 一般的な設備資金・運転資金が必要な場合

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証料及び保証料率	
			利率	限度額	融資(据置)期間		
中小企業設備資金	機械購入	中小企業者及び中小企業団体	年利 (2.1%) 以内	設備	5,000万円	7年以内 (1年以内)	保証付 信用保証料率は別途定める
	工場・店舗の新築・取得・増改築					10年以内 (2年以内)	
中小企業運転資金	運転資金を必要とするとき		年利 (2.0%)以内	運転	企業2,000万円 団体1億円	5年以内 (1年以内)	



1. (株)日本政策金融公庫の制度融資

● 経営の安定化を図る方に（セーフティネット貸付）

資金名	融資対象者	資金使途	限度額	融資期間	利率(年)
経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金 設備資金	4,800万円	・運転 5年以内 (特に必要な場合8年以内) ・設備 15年以内(据置3年以内)	年1.05%~3.35%

● 生活衛生関係の事業を営む方に

資金名	融資対象者	資金使途	限度額	融資期間	利率(年)
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方 (飲食店営業、理容業、美容業、 旅館業、クリーニング業等)	設備資金 (店舗、機械など)	7,200万円	13年以内(据置1年以内含む) ※一部の業種又は使いみちにより異なります。	年0.60%~3.15%

● 東日本大震災の被害を受けた皆様に

資金名	融資対象者	資金使途	限度額	融資期間	利率(年)
東日本大震災復興 特別貸付	震災または原発事故により直接被害を受けた方	運転資金 設備資金	6,000万円 (各種融資制 度に上乗せ)	・運転 15年以内(据置5年以内含む) ・設備 20年以内(据置5年以内含む)	年0.75%~3.55%
	震災または原発事故により間接被害を受けた方			・運転 15年以内(据置3年以内含む) ・設備 20年以内(据置3年以内含む)	
	震災により被害(風評被害等)を受けた方		4,800万円	・運転 8年以内(据置3年以内含む) ・設備 15年以内(据置3年以内含む)	年1.05%~3.35%

● これから開業または開業して間もない方

資金名	融資対象者	資金使途	限度額	融資期間	利率(年)
新規開業資金	新たに事業を始める方や 事業開始後概ね5年以内の方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円 以内)	・運転 5年以内 (特に必要な場合7年以内) ・設備 15年以内	年0.65%~3.35%
女性、若者/ シニア起業家資金	女性又は30歳未満か55歳以上の方で、新たに 事業を始める方や事業開始後概ね5年以内の方				

2. 県の主な制度融資

● これから開業または開業して間もない方

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証料及び 保証料率	
			利率	限度額	融資(据置)期間		
創業支援資金	県内で創業しようとする方で、栃木県産業 振興センターの創業サポートアカデミーを 終了し創業する場合等 融資金額と同額以上の自己資金を有し新た に事業を開始する場合や、分社化により創 業する場合の事業資金、事業開始から5年 を経過していない企業の事業資金	創業者 中小企業者	年利 (1.9%) 以内	運転	2,000万円	5年以内 (1年以内)	保証付 信用保証料率は 別途定める (創業関連・創業等 関連保証は0.8%)
				設備	3,000万円	建物10年以内 (2年以内)	
				運転	2,000万円	5年以内 (1年以内)	
				設備		建物10年以内 (2年以内)	

● 資金繰り改善を図りたい場合

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証料及び 保証料率	
			利率	限度額	融資(据置)期間		
経営安定資金 (基盤強化融資)	売上減少、受取手形の不渡り等による経営不安 を防止するために資金を必要とするとき	中小企業者 中小企業団体	年利 (1.6%)以内	運転	4,000万円	10年以内 (1年以内)	保証付 信用保証料率は 別途定める (セーフティネット 保証利用の場合は、 0.8%又は0.7%)
	罹災対策		年利 (1.6%) 以内	設備	5,000万円	7年以内 (1年以内)	
			年利 (1.5%) 以内	運転	3,000万円	10年以内 (1年以内)	

▶▶▶ 裏面へ続く